

教育職員普通免許状「授与」出願書類

【対象免許状】

- ・ 栄養教諭免許状 ・ ・ ・ 別表第 2 - 2

【出願書類】

- 1 教育職員免許状授与願
- 2 履歴書（職務内容欄は授業担当教科名等を記入）
- 3 卒業証明書（専修免許状授与出願の場合は修了証明書）
- 4 学力に関する証明書（開封無効、教員免許出願用のもの）
- 5 基礎資格を証明する書類
 - ① 専修免許状を申請する場合は、管理栄養士の免許証の原本又は写し
 - ② 1 種免許状を申請する場合は、「管理栄養士の免許証（原本もしくは写し）」又は「栄養士の免許証（原本もしくは写し）及び管理栄養士養成施設の課程修了証明書（管理栄養士学校指定規則別表第 1 に掲げる教育内容に係る科目の修得単位が分かるもの）」
 - ③ 2 種免許状を申請する場合は、栄養士の免許証の原本又は写し
 - ④ 既に取得した免許状の単位を流用する場合は、既に取得している小学校、中学校、高等学校幼稚園又は養護教諭普通免許状の原本または写しと、その際に取得した単位を証明する学力に関する証明書（開封無効、教員免許出願用のもの）。
- 6 誓約書
- 7 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は婚姻届受理証明書
（3～5 の氏名又は本籍地都道府県名が現在と異なる場合のみ添付。）
- 8 使用料（手数料）納入票
（出願免許状 1 枚につき、石川県証紙（北國銀行で取扱）3,300円分を、納入票 1 枚に貼付。
県外在住者で石川県証紙を購入できない場合は、郵便為替（郵便局取扱）でも可。）
- 9 返信用封筒
（免許状の郵送を希望する場合は、角形 2 号の返信用封筒に宛先を明記し、切手 530円分を貼付したものを同封すること。（簡易書留で返送する。））

【備考】

- ・ 出願書類は 1 から順に揃えて提出してください。

【問い合わせ・提出先】

〒920-8575

石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 行政庁舎 17 階

石川県教育委員会事務局教職員課 免許・法制グループ

TEL: (076) 225-1819 FAX: (076) 225-1824

様式第 1 号（第 1 1 条関係）

教 育 職 員 免 許 状 授 与 願

年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会 様

本籍地都 道府県名		ふりがな 氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日		
連絡先住所 電 話 番 号 携帯電話可	〒 所 電話番号（ ）		

下記の免許状を授与願います。

免 許 状 の 種 類		教科・領域名（教科は中高・領域は特支のみ）
教諭	免許状	
教諭	免許状	
教諭	免許状	
教諭	免許状	
教諭	免許状	

様式第2号 (第11条関係)

履 歷 書

本籍地都道府県名		氏 名	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日		

最終學歷

卒 業 等 年 月 日	年 月 日 (卒業 修了 退学)
最 終 学 校 名	

既得免許状

免 許 状 の 種 類		教 科	免 許 状 番 号	授与権者
教諭	免許状		第 号	
教諭	免許状		第 号	
教諭	免許状		第 号	
教諭	免許状		第 号	

職 歷

[illegible]

様式第3号（第11条関係）

誓 約 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに定める者に該当しないことを誓約します。

教育職員免許法第5条第1項

（3）禁錮以上の刑に処せられた者

（4）第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

（5）第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

（6）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名

別記様式第1号（第4条関係）

使用料（手数料）納入票						
申請書、願書等 整理番号	第 号	科 目				
年度・会計	年度 一般会計	款 8	項 2	目 1 1	節 1	附記 1
		金 額		¥3, 300 -		
		※ 納 人	住 所 氏 名			
納入理由	授与等手数料					

（証紙よりつけ欄）

注意 1 証紙はより付け欄に証紙をより付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。

2 ※印箇所は、納入が記入してください。

3 国の収入印紙と混同しないでください。

4 自己の印章等で書印しないでください。

5 証紙は、北国銀行本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。

